

プライバシーと表現のベストマッチ —プライバシーの権利の在り方とは—

橋倉冬真,水木箔,戸高光優,森美春,松比良陽南,立花優芽
延岡高等学校 Nobeoka High School

Abstract

近年、インターネットの普及によりプライバシーの権利侵害が増加している。そのため、私たちはプライバシーの権利の在り方について疑問を持った。プライバシーの権利に関する裁判の事例を調べると、訴訟へのハードルの高さから訴えを起こさない人もいるということが分かった。そこで3つの観点から、プライバシーの権利を考察した。①一般人と比べて、芸能人はプライバシーの権利が軽視されやすく、メディアの報道はプライバシーの侵害にあたる。②日本は他国と比べて、プライバシー保護が厳しい傾向にあるが、賠償金は比較的少ない。また、不倫を批判する国民性がある。③テクノロジーの発達により、新たな法整備が求められる。さらに、弁護士の方によると、公的領域では「知る権利」が疎かにされ、個人の私的領域では「知る権利」が過度に強調され、「プライバシー権」が疎かにされているそうだ。これを踏まえて、今後は、プライバシーの権利はいっそう重視されるべきだが、政治・行政分野における知る権利の行使も重視されるべきである。

Keyword プライバシー権 / 裁判 / メディア

1. 序論

(1) 研究背景

近年、インターネットの普及により、プライバシーの権利侵害が増えていている。例えば、恋愛アリティ番組「テラスハウス」に出演し、SNSによる誹謗中傷が原因で亡くなったプロレスラーの木村花さんの事件などがある。そこで、私たちは、プライバシーの権利の在り方について疑問を持ち、研究したいと考えた。

(2) 研究の目的

本研究は、プライバシーの権利の在り方について様々な観点から考察し、プライバシーの権利と表現の自由のどちらが重視されるべきか明らかにすることを目的として行う。

(3) 過去の研究

「2つの肖像権—プライバシーに基づく権利とパブリシティ権の側面—(2010)」では、パブリシティ権(著名人などが自分の名前や画像などについて、利益を得て第三者に専属的に使用させられる権利)の主体となりうる著名人の動向が公共の利害にかかるということは難しい。そうすると、著名人についても、プライバシーの利益は、一般の人と全く同様に保護されるべきである。

(4) 研究仮説

インターネットが身近になっている現代では、ふと思ったことでもすぐに発言してしまう傾向があり、プライバシーの権利侵害も多く見受けられる。よって、プライバシーの権利と表現の自由のバランスは、「プライバシーの権利」の方が重視されるべきである。

2. 調査方法

(1) 材料

タブレット pc

(2) 調査方法

- ① ネットで、事例や論文を調べる。
- ② 専門家(弁護士)にプライバシーの権利に関する疑問を聞いてみる。
- ③ ①②を踏まえて、プライバシーの権利と表現の自由のバランスはどうあるべきか考える。

3. 本論

(1) 事例・現状分析

プライバシーの権利と表現の自由に関する裁判の事例を複数調べたが、その中でも2つ紹介する。「プライバシーの権利が優先された事例」では、ブブカスペシャル7事件が挙げられる。この事件では、アイドルが路上を歩いている写真等を出版社が雑誌に掲載

し、それはプライバシーの権利を侵害しているという判決が出された。

また、「表現の自由が認められた事例」では、ピンク・レディー事件が挙げられる。この事件では、雑誌記事にピンク・レディーの写真が無断で掲載され、それはパブリシティ権を侵害していないとして判決が出された。パブリシティ権とは、有名人などが自分の名前や顔について、対価を得て第三者に専属的に使用させることができる権利である。この場合、ピンク・レディーの写真は、雑誌を売るためではなくダイエット方法を紹介するためだったため、雑誌側の主張が認められた。

これらの事例の共通点は、SNSの事例が少なく、古い事例が多いということである。考えられる原因として、以下の3点が挙げられる。

- ・ SNSの普及により、誹謗中傷を恐れて訴訟できない。
- ・ 賠償金より雑誌の売上の方が高い。
- ・ 判決が出るまでに時間がかかる。

(2)一般人と芸能人の比較

一般人は私人に分類され一般的にプライバシーの権利が重視されやすく、芸能人は準公人に分類されプライバシーの権利が軽視されやすい。ここでは、芸能人を主にメディア(特にTV局)に露出している人とする。考えられる原因として、以下の2点が挙げられる。

- ・ 生年月日、趣味、嗜好等が紹介されること、本人にとって周知、人気の上昇、保持に役立つ事柄でもある。
- ・ 公共の電波を使って広く露出していて、世間一般に対して行動責任があるという意見もある。

では、メディアの報道は犯罪としてみなされないのかというと、そういう訳ではなく、実際に裁判で訴えられ、負けている事例もある。弁護士の方によると、基本的にはプライバシーの侵害となる場面も多いそうだ。

(3)日本と海外の比較

日本は、「プライバシー個人情報保護法」などにより、プライバシーの権利が保護されている。しかし、他国に比べて、賠償金が少ない。

ヨーロッパは、「EUデータ保護指令」を導入しており、EU及び英国で十分なデータ保護レベルを確保していない第三国へのデータの移動を禁止している。

アジアは、アジア全体で見ると、法の整備が追いついていない。

アメリカは、州ごとにプライバシーに関する法律が異なり、ゴシップより差別的な発言が規制されやすい。

私たちは、宗教や文化の違いによって、プライバシー保護の考え方方が異なると考えた。

例えば、不倫の考え方の違いを挙げる。ドイツでは、不倫に関して新しい恋として応援するが、日本では、批判する傾向にある。

(4)テクノロジーとプライバシーの関係

今後、テクノロジーの発達によって新たな法整備が求められる。

※参考文献下記を参照

～第4章 今求められる法制度～

第1節 自己情報コントロール権の明記を参考に

第2節 デジタルプラットフォームへの規制の必要性
主に個人データの取り扱い方法の明確化

第3節 本人の同意

主にクッキー等による利用者の合意を得る

第4節 データ主体に提供される情報

主にデータ管理者が説明責任を負う

(5)考察

1. プライバシーの侵害を受けた人が訴えを起こしくくなっているのは、訴訟を起こすことへのハードルの高さが原因になっていると考えられる。主な原因是、SNSでの誹謗中傷を恐れる点、判決が出るまでに時間がかかる点などである。

2. 芸能人はプライバシーの権利が軽視されやすく、芸能人への過度なメディアの報道はプライバシーの侵害に当たると考えられる。軽視されやすい理由としては、本人の人気、周知の上昇が挙げられる。

3. 海外と比べると、日本ではプライバシー保護が厳しい傾向にあるが、賠償金の額は他国より少なめになっている。また、宗教や文化の違いにより考え方方が異なることもある。

4. テクノロジーの発達によって、さらなる犯罪が起つたり、より情報が危険にさらされやすくなる可能性があるため、新たな法整備が求められていると考えられる。具体的には、プライバシーの権利に関する法律の規制や見直しなどである。

5. 弁護士の方によると、公的領域では「知る権利」が疎かにされ、個人の私的領域では「知る権利」が過度に強調され、「プライバシー権」が疎かにされているそうだ。

4. 結論・まとめ

プライバシーの権利はいつそう重視されるべきだが、政治・行政分野における知る権利の行使も重視されるべきである。

5. 展望

1. プライバシーの権利とパブリシティ権のバランスをどう取れば良いのかを著名人、政治家、マスコ

ミ、市民、などそれぞれの立場の意見を聞いて整理する。

2.「プライバシーの権利、また、政治・行政分野における知る権利は重視されるべきである」と結論で述べたが、更に、生活の中でどのような考え方を取り入れられていくべきかを考えていく。

6. 謝辞

本研究の指導をしてくださった五反田先生や水永正憲様、柏田芳徳様には、いつも丁寧な指導と適切な助言をいただきました。深く感謝します。

7. 参考文献

- 1) 江森史麻子(2010):『2つの肖像権—プライバシーに基礎を置く権利とパブリシティ権の側面—』駒澤法曹第6号
<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/30289/klj006-04..pdf>
- 2) 日本弁護士連合会第64回人権擁護大会シンポジウム 第2分科会「デジタル社会の光と影～便利さに隠されたプライバシー・民主主義の危機～基調報告 目次
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/event/year/2022/kicho Houkokusho_64_dai2.pdf